



ビル&キープ方式の原則化の検討に係る 今後の進め方（案）及びそれに対する意見

令和8年 5月19日
事 務 局

1. ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）

- 一部の事業者から、音声通話市場における規制対応コスト・運用コストの削減に向けてビル&キープ方式の原則化が希望されている。固定電話のIP網への移行や音声通話市場の縮退を踏まえれば、ビル&キープ方式の原則化により、事業者・行政ともに音声通話に係るコストを最小化（するとともに、着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行）することは、将来に向けた対応として望ましいものであると考えられる。
- また、複数の事業者から、音声接続について、非指定事業者の設定する接続料が高止まりする恐れ、事業者間では接続料の妥当性判断が困難、高止まりした接続料によりトラヒック・ポンピングが発生、といった事業者間協議で解決し得ない課題が存在するとの指摘がある。こういった課題への対応としても、ビル&キープ方式の原則化は有効と考えられる。
- したがって、今後は、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当ではないか。

（1）構造的に片務的となる呼の扱い

- 規制・運用コスト最小化の観点からは、ビル&キープ方式は全ての事業者に一律に導入し、呼種に関わらず接続料の算定・精算を行わないこととすることが望ましいが、構造的に片務的となる呼※については、ビル&キープ方式の対象とした場合、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できない。このため、構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当ではないか。一部の事業者からは、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式の導入が提案されており、今後、全事業者で統一的な方法を策定する必要があると考えられるため、引き続き検討していくことが必要ではないか。

※構造的に片務的となる呼としては、付加的役務電話番号（0AB0）、事業者識別番号（00XY）、付加的役務識別番号（1XY）及び緊急通報番号（110／118／119）に係る通話並びに国際通話が想定される。

（２）円滑な移行の促進

- 双務的な一般呼においても事業者間の発着信トラヒックバランスに偏りがあることから、ビル＆キープ方式を導入した場合、事業者の収益構造に影響を与える可能性があるとの指摘がある。しかし、これは現在の事業者間精算の仕組みを前提としたこれまでの競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル＆キープ方式の対象外とはせず、ビル＆キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設け、事業者のみならず利用者に対しても制度変更について周知を行うとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することで、事業者のビル＆キープ方式への円滑な移行を促進することが適当ではないか。

（３）原則化の適用時期

- ビル＆キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル＆キープ方式を適用することを原則化することを目処として、上述の移行期間や事業者がPSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当ではないか。その際には、その必要性も含め、激変緩和措置についても具体的な検討を行うことが適当ではないか。

（４）検討の進め方等

- 接続政策委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル＆キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当ではないか。
- なお、ビル＆キープ方式の原則化後に、モバイル接続料における音声／データの費用配賦の簡素化を行うかどうか及びビル＆キープ方式の導入によるMVNOの影響等については引き続き検討・確認していくことが適当ではないか。

今後の進め方（案）に対する意見

事業者等	主な意見
NTT東西	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた課題について検討を進めるべきとの方針案に賛同。 ・「激変緩和措置」を導入すべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠。 ・具体的な導入時期や適用対象・範囲については、十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成したうえで、制度整備がなされることが重要。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化を進めることに賛同。 ・原則化の適用時期について、メタルIP電話への移行が本格化する2028年度までに実施することが適切。 ・原則化までの期間においては、LRIC方式の接続料のガイドパスによる接続料水準の段階的な引下げとあわせ、二種指定事業者の接続料も含めた全事業者間における接続料水準の段階的な引き下げ（接続料水準差の段階的な縮小）を検討する必要がある。
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定・非指定事業者に関わらず、全事業者一律（同時期）・公平に（事業者ごとに採用/不採用の差異なし）ビル&キープ方式を導入することが適当。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・重点分野への政策リソースの振り分け、ビル&キープ方式導入までの算定方法の取扱い等について、接続制度全体のバランスが適切に確保されることを前提とすれば、音声接続におけるビル&キープ方式の原則化について許容可能。
楽天モバイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の制度見直しに係る検証・検討を実施することについて賛同。 ・原則化を導入する場合、検討すべき事項を整理したうえで、十分な時間をかけて方針等を公開の場において検証・検討すべき。
アイ・ピー・エス・プロ	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き課題整理の必要性があるものを明確に抽出した上で、丁寧に議論を重ね、制度設計を進めていくことを希望。 ・議論に際しては、PSTNマイグレの「意識合わせの場」のような複数事業者で活発に議論できる公式の場が設けられることを希望。
NTTドコモビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方について賛同。
Coltテクノロジーサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化、2031年度からの全事業者一律適用、LRIC方式の適用廃止について、現時点において制度実施方針又は規定路線として位置づけることには慎重であるべき。 音声接続料制度の在り方について検討を行うこと自体を否定するものではないが、制度設計の前提となる論点や条件が十分に整理されないまま、制度変更の方向性及び時期のみが先行して示されている点が問題。
フリービット	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方に賛同。
エネコム	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の考えはこれまでの提出意見のとおり。今後の進め方については、総務省において各事業者からの様々な意見等を踏まえた上で取り纏められたものと理解する。
MVNO委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・方針案のとおり、モバイル接続料における費用配賦の簡素化等については引き続き検討・確認いただき、競争環境への影響等も踏まえて慎重にご議論いただくことが必要。

(1) 構造的に片務的となる呼の扱い に対する主な意見

事業者等	主な意見
NTT東西	<ul style="list-style-type: none">・「構造的に片務呼となる呼については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当」との方針案に賛同。・まずは片務的な呼となる対象について、事業者間で認識を合わせた上で、精算方法の簡素化について具体的な議論を進めていくべき。
KDDI	—
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none">・構造的に片務的となる呼をビル&キープ方式の原則化の対象外とすることに賛同。・構造的に片務的となる呼の精算方法を簡素化することにも賛同するが、構造的に片務的となる呼は、自社ユーザからコスト回収ができないため、簡易的な精算であっても、適正なコスト回収を前提とすべき。・種別毎に音声接続料の支払先やユーザへの課金方法が異なるため、簡易的な精算方法は種別毎に全事業者統一をすべき。・双務的な呼のトラヒックと峻別ができないようなトラヒックの扱いについても議論する必要がある。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none">・構造的に片務呼になる呼に係る精算方式については、引き続き検討を行う必要がある。・トラヒックバランスに偏りが存在する呼についても、例外なくビル&キープ方式原則化の適用対象とすべき。
楽天モバイル	—
アイ・ピー・エス・プロ	<ul style="list-style-type: none">・レベニュー・シェアについては、現在の接続料交渉と同様、いわゆるパワーゲーム（大規模事業者が小規模事業者の案を受け入れず、自社に有利な案を事実上提示する状況）が生じる懸念がある。原則化の開始までに、可能な限り各事業者間で合意可能な（特に小規模事業者にとって受け入れやすい）基準・枠組みについて、総務省立会いの下で確立される必要がある。・緊急通報については、本来ユーザ課金が無料であるにも関わらず事業者が接続料を負担してきた経緯があり、片務的な呼の取扱いの対象から除外すべき。
NTTドコモビジネス	<ul style="list-style-type: none">・構造的に片務的となる呼はビル&キープ方式の対象外とし、精算方法の簡素化に向け、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等新たな精算方法の検討を進めることは妥当。ただし、片務的となる呼については、対象呼によって接続方法や接続料取引の構造等に差異があることから、対象呼の認識合わせを含め丁寧な議論が必要。
Coltテクノロジーサービス	<ul style="list-style-type: none">・一般呼であっても、法人利用やコールセンター等の利用形態により、発着信トラヒックが偏在する可能性がある。このようなトラヒックについて、どの程度の偏在をもって制度的対応が必要になるのか、補正精算または例外的な取扱いの考え方を整理すべき。
フリービット	—
エネコム	—

(2) 円滑な移行の促進 に対する主な意見

事業者等	主な意見
NTT東西	・ビル&キープ方式を原則化する際には、「 激変緩和措置 」を導入すべきではなく、 予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠。
KDDI	・原則化までの期間においては、円滑な移行を促進する観点から、 LRIC方式の接続料のガイドパスによる接続料水準の段階的な引き下げとあわせ、二種指定事業者の接続料も含めた全事業者間における接続料水準の段階的な引き下げ（接続料水準差の段階的な縮小）をしていく対応を検討する必要がある。
NTTドコモ	・ 激変緩和措置は、その目的や必要性を十分に議論すべき。 ・特に、指定事業者と非指定事業者との間の公平性の観点で、激変緩和措置の設定自体には慎重な判断が必要。 ・なお、事業者ごとのビル&キープ方式の段階的導入や、接続料の段階的低減といった激変緩和措置は、公平性の問題や運用コストの増大を招き、ビル&キープ方式のメリットを損なう虞があるため適切ではない。また、激変緩和措置として原則化に先立ち段階的にビル&キープ方式を導入することは、移行に向けた準備期間が短縮され、却って事業者負担が増大する虞もある。
ソフトバンク	・円滑な移行の観点から 激変緩和措置を講じることが適切。 NTT東西の接続料はFY26適用接続料まで認可されていることに鑑みれば、 FY26適用接続料をベースにビル&キープ方式導入年度の適用接続料を0円とするガイドパスの設定を業界全体として統一的に実施することが適当。
楽天モバイル	—
アイ・ピー・エス・プロ	・小規模事業者においては、接続料収入に代わる収益構造への転換が求められる。その過程において、円滑な移行ができない事業者が市場から退出せざるを得ない場合も想定されるため、 退出事業者に対する一定の配慮措置（例：他事業者との相互接続の現状復帰工事費用の減免等）を講じることが希望。 ・当社が提案するRPP（Receiving Party Pays）方式について、総務省において業界全体への普及に向けて積極的に推進・主導していただくことを希望。
NTTドコモビジネス	・ 原則化までに一定の移行期間を設けることにより、急激な環境変化を回避しつつ円滑な制度移行につながるもの と考える。 ・ただし、一定の移行期間が想定されている中、さらに 激変緩和措置を設ける必要性については慎重な検討が必要。 特に、激変緩和措置の内容によっては、逆にコスト増加や利用者の混乱を招きかねず、円滑な制度移行が阻害されることが懸念される。
Coltテクノロジーサービス	・接続料で回収してきた費用を、利用者料金、卸料金、法人向け料金、公的支援のいずれにより回収するのかを明確にする必要がある。 ・ ビル&キープ方式を一律に適用した場合、中小事業者にとって持続可能な事業モデルの構築が困難となり、競争環境の不安定化や、結果として利用者料金の上昇を招くおそれがある。
フリービット	—
エネコム	—

(3) 原則化の適用時期 に対する主な意見

事業者等	主な意見
NTT東西	・具体的な導入時期については、十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成したうえで、制度整備がなされることが重要。
KDDI	・原則化の適用時期について、 メタルIP電話への移行が本格化する2028年度までに実施することが適切 と考える。 ・精算システムの更改時期を理由として、原則化の時期を2031年度まで遅らせることは適切ではない。
NTTドコモ	・2031年度末までにビル&キープ方式の原則化をめざす場合、構造的に片務的となる呼の取扱いや激変緩和措置の必要性等の諸課題について丁寧に議論・整理した上で、事業法の改正及び事業者間の接続協定の変更手続き等を完遂する必要がある。 ・ 仮に解決できない課題が残った場合、特定の導入時期に拘らず全事業者のコンセンサスを得ながら検討を進めることが適当。
ソフトバンク	・遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を原則化では、過去の制度見直しと比較しても見直し期間が極めて長期。 コスト削減効果の早期発現や過去事例との整合の観点からは、激変緩和措置も考慮しつつ、速やかに3年程度で移行とすることが適当。
楽天モバイル	—
アイ・ピー・エス・プロ	—
NTTドコモビジネス	・ ビル&キープ方式の原則化について全事業者一律導入時期の目処を明確にすることで、将来の制度変更を織り込んだ上で、将来に備えた検討と準備を着実に進められることは、安定的かつ継続的な事業運営につながるものとして適切。 ただし、全事業者一律導入までに構造的に片務的となる呼の扱い等の各種課題について丁寧な議論が必要。
Coltテクノロジーサービス	・ 2031年度について、無条件の適用期限ではなく、必要な論点整理及び制度整備が完了した場合の目標時期として位置づけるべき。 未整理の論点を残したまま、全事業者一律適用の期限として扱うことは適切ではない。
フリービット	—
エネコム	—

(4) 検討の進め方等 に対する主な意見

事業者等	主な意見
NTT東西	<ul style="list-style-type: none">・例えば総務省において事業者間協議の場を設ける等、事業者の意見を丁寧に確認しつつ議論を進めるための環境を整えることが必要。・事業者間協議における検討結果を踏まえ、全事業者で一律（同時期に採用）・公平（事業者ごとの採用有無に差異なし）にビル&キープ方式が導入されることを担保するための制度整備を行うべき。
KDDI	<ul style="list-style-type: none">・総務省は、移行期間中において、事業者間の接続料協議の動向について注視することを要望。
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none">・接続政策委員会における検討に加え、コンソーシアム等の事業者間の協議の場を設ける場合、利害関係が生じ、事業者主導では各種課題に対するコンセンサスを得ることは極めて困難であると考えため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要。
ソフトバンク	—
楽天モバイル	<ul style="list-style-type: none">・原則化を導入する場合、市場の透明性・公平性等が損なわれる懸念が無いかを含め、検討すべき事項を整理したうえで、十分な時間をかけて方針等を公開の場において検証・検討すべき。
アイ・ピー・エス・プロ	<ul style="list-style-type: none">・引き続き課題整理の必要性があるものを明確に抽出した上で、丁寧に議論を重ね、制度設計を進めていくことを希望。・議論に際しては、PSTNマイグレの「意識合わせの場」のような複数事業者で活発に議論できる公式の場が設けられることを希望。
NTTドコモビジネス	<ul style="list-style-type: none">・接続政策委員会での検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法等の詳細については、事業者の実態や技術的・運用的な課題を踏まえた検討が必要であり、必要に応じて事業者間協議の場を通じて具体化を図ることは妥当。ただし、事業者主導では合意形成を図ることは困難と想定されるため、総務省において主導・とりまとめいただくことが望ましい。
Coltテクノロジーサービス	<ul style="list-style-type: none">・大量発信、A2P（Application to Person）型通話、迷惑・詐欺的通信等の新たな濫用リスクが生じ得る。制度実施に当たっては、濫用的利用の検知・是正の在り方や、通信データの取扱いについて、あらかじめ整理しておく必要がある。
フリービット	<ul style="list-style-type: none">・自社が自社ユーザに対して提供するサービスは「発信できること」「着信できること」の両方。ユーザはそれらの2つの便益を受けていると捉えることが自然。つまり、事業者は、自社ユーザから「発信できること」「着信できること」の2つの便器の対価を得ている、と考えるのが適当である、という前提で議論を進めていただくことを希望。
エネコム	—

事業者等	主な意見
MVNO委員会	<ul style="list-style-type: none">・方針案のとおり、モバイル接続料における費用配賦の簡素化等については引き続き検討・確認いただき、競争環境への影響等も踏まえて慎重にご議論いただくことが必要。なお、ビル&キープ方式の原則化は「事業者間精算の仕組み」を変えるものであるため、音声／データの費用配賦基準そのものを変える理由にはならない。モバイル接続料の費用配賦については、これまで累次の議論により費用配賦基準の適正化・精緻化が進められてきたものであり、透明性・公平性の観点から原則化後も配賦基準は維持されるべき。・ビル&キープ方式の導入によるMVNOの影響等についても、接続政策委員会（第76回）で当委員会から意見させて頂いたとおり、競争環境への影響等が想定されることから、MNOとのイコールフットイングの確保や接続と卸の代替性確保の観点等の留意点を踏まえつつ、検討をお願いする。